

令和3年2月12日付「令和3年度の授業方針について」の周知について

【ご意見・ご要望】(投稿日:2021年4月17日)

令和3年2月12日付「令和3年度の授業方針について」では、令和3年度は原則として授業を対面にて実施するが感染状況の変化によってはオンライン授業への変更を行うこと、ルーターの貸与は原則として行わないことが示されています。しかし、当該掲示は遅くとも3月3日には、おそらくは2月28日には「新型コロナウイルス感染症への対応」のページから参照することができなくなっており、ルーターの貸与は行われなかったためインターネット環境の整備が必要であることが十分に周知されていなかったのではないのでしょうか。特に前期一般入試の合格発表日である3月10日の時点で既に確認できなかったことから、1回生はこれを把握していないことが多いのではないのでしょうか。インターネット環境の整備が必要であることの周知が不十分であったならば京都大学としてインターネット環境の確保のための措置が必要であると考えますが、情報の周知が十分であったか、大学がインターネット環境の確保のための措置をとる必要があるか、以上2点についてどのように考えているか回答をお願いします。

【回答】(回答日:2021年5月12日)

(回答部署:教育推進・学生支援部教務企画課)

令和3年2月12日付「令和3年度の授業方針について」については、現在も本学ホームページ「新型コロナウイルス感染症への対応」に掲載されています。

(<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/coronavirus/corona-gakusei>)

また、学部新生については、入学案内でインターネット環境の準備について周知しているところです。

なお、モバイルルーターの貸与については、経済的な事情により十分なネットワーク環境が整っていない学部学生に対して4月27日から貸与申請を受け付けています。